

# 令和5年11月犬山市議会定例議会会議録

第1号 11月29日（水曜日）

## ◎議事日程 第1号 令和5年11月29日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第103号議案から第111号議案まで  
(議案上程説明)
- 第5 請願の委員会付託について
- 第6 陳情の委員会送付について

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 第103号議案 犬山市附属機関設置条例の一部改正について
- 第104号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第105号議案 犬山市教育委員会委員の任命について
- 第106号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）
- 第107号議案 令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第108号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）
- 第109号議案 令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第110号議案 令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第111号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程追加 諸般の報告
- 日程追加 第112号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第113号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第114号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第115号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号）
- 第116号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）
- 第117号議案 令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）
- 第118号議案 令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第119号議案 令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第5 請願の委員会付託について

日程第6 陳情の委員会送付について

\*\*\*\*\*

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアンキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑竜介君	18番	大沢秀教君

\*\*\*\*\*

◎欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君	主査補	高橋万祐子君

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
都市整備部長	森川圭二君	都市整備部次長	丸井良修君
経済環境部長	中村達司君	教育部長	長谷川敦君
子ども・子育て監	小幡千尋君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	舟橋正人君
福祉課長	山本直美君	福祉課主幹	奥谷雪江君
下水道課長	梅村幸男君	観光課長	小池信和君
歴史まちづくり課長	加藤憲夫君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまから、令和5年11月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、4番 光清 毅議員、14番 沼 靖子議員を指名いたします。

\*\*\*\*\*

日程第2 議会期間の決定

◎議長（柴田浩行君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。11月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から12月20日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

令和5年11月定例議会 議会日程（案）

議会期間：22日間（11月29日（水）～12月20日（水））

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	摘 要
第1日	11. 29	水	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○請願の委員会付託 ○陳情の委員会送付
第2日	30	木		○精 読
第3日	12. 1	金		○精 読
第4日	2	⊕		○休 会
第5日	3	⊕		○休 会
第6日	4	月		○精 読
第7日	5	火	午前10時	○一般質問
第8日	6	水	午前10時	○一般質問
第9日	7	木	午前10時	○一般質問
第10日	8	金	午前10時	○一般質問
第11日	9	⊕		○休 会
第12日	10	⊕		○休 会
第13日	11	月	午前10時	○議案質疑
第14日	12	火	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第15日	13	水		○全員協議会
第16日	14	木		○部門委員会
第17日	15	金		○部門委員会
第18日	16	⊕		○休 会
第19日	17	⊕		○休 会
第20日	18	月		○部門委員会
第21日	19	火		○休 会
第22日	20	水	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は22日間と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第3 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が1件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

\*\*\*\*\*

日程第4 第103号議案から第111号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第4、第103号議案から第111号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。

第103号議案から第111号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。

第103号議案から第111号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。令和5年11月定例議会への提出議案についてご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、第103号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、附属機関を設置及び廃止するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

第2条では、附属機関を設置する機関に、選挙管理委員会を加えるものです。

第2表では、教育委員会の附属機関から、青塚古墳史跡公園活用管理業務受託者選定委員会、旧堀部家住宅使用者選定委員会及び石上祭調査委員会を削るものです。

第3表では、新たに選挙管理委員会の附属機関として、犬山市投票区見直し審議会を加えるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりでございます。

第104号議案、犬山市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、地方税法の改正に伴う産前産後期間の被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

第23条第3項では、出産前後の被保険者に係る国民健康保険税所得割額及び均等割額について減額する額を定めるものです。

第25条の3では、出産予定または出産した被保険者に係る届出について定めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第105号議案、犬山市教育委員会委員の任命についてご説明します。

この案を提出しますのは、犬山市教育委員会委員の田中秀佳氏の任期が、本年12月24日をもって満了となりますので、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

後任者としまして、野副紫おん氏を任命するものです。

なお、経歴書及び所信を添付しておりますので、ご参照ください。

第106号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第7号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額に2億9,038万2,000円を追加し、総額を302億8,921万7,000円と定めるもので、第2条は、繰越明許費の追加を、第3条は、債務負担行為の追加を行うものです。

次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まずは、歳出の主な内容についてご説明します。

2款総務費では、市ホームページのサーバー移設経費のほか、戸籍に振り仮名を登録するためのシステム改修経費などを計上し、3款民生費では、障害者自立支援給付や子ども医療助成などの扶助費の増額のほか、価格高騰に伴う保育所給食の賄い材料費の増額などを計上し、4款衛生費では、明治安田生命保険相互会社からの寄附金を活用し、購入する健康づくり事業備品購入費や、住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の増額などを計上し、5款農林業費では、機構集積協力金県補助金の過年度分返還金のほか、イノシシの捕獲数の増加に伴う有害鳥獣駆除事業委託料の増額を計上し、9款教育費では、犬山南小学校の校舎の長寿命化改良工事に係る経費のほか、車椅子可搬型階段昇降機の機器選定の変更に伴う増額などを計上し、11款公債費では、市債の借入利率の確定に伴う元金利子の増減額を計上しました。

歳入では、歳出に合わせた国県支出金の増額や財源調整として、財政調整基金からの繰入金の増額などを行いました。

4ページの第2表繰越明許費補正では、市ホームページのサーバー移設事業をはじめとする4事業について、令和6年度への繰越明許費を設定し、5ページの第3表、債務負担行為補正では、令和6年度以降に実施する事業で、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となる委託などについて、債務負担行為の追加を行うものです。

なお、詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第107号議案、令和5年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条は、債務負担行為の設定を行うものです。

2ページの第1表、債務負担行為をご覧ください。

令和6年度に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となるものについて、債務負担行為の設定を行うものです。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第108号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条は、歳出予算の組み替えを行うもので、予算の総額に変更はありません。

第2条は、債務負担行為の設定を行うものです。

次ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出の1款犬山城費では、消耗品費として75万4,000円の増額を計上し、2款予備費では同額の75万4,000円の減額を計上するものです。

3ページの第2表債務負担行為では、令和6年度に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となるものについて、債務負担行為を設定するものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第109号議案、令和5年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条は、歳入歳出予算の総額に1,303万5,000円を追加し、総額を61億8,041万8,000円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為の設定を行うものです。

次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは、歳出についてご説明します。

1款総務費では、システム改修経費として1,305万5,000円の増額を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明します。

3款国庫支出金では、651万7,000円の増額を計上し、7款繰入金では、651万8,000円の増額を計上しました。

4ページの第2表債務負担行為では、令和6年度に実施する事業のうち、今年度中に入札や契約などの準備行為が必要となるものについて、債務負担行為の設定を行うものです。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

第110号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第2条は、予算第8条として定めた債務負担行為をすることができる事項等について追加するものです。

この補正予算の内容については、令和6年度に予定する委託業務に係る債務負担行為に関するものです。

なお、2ページに、債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご参照ください。

第111号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第2条は、予算に第9条として債務負担行為に関する規定を加え、表に示す事項等について定めるものです。

この補正予算の内容については、令和6年度に予定する委託業務に係る債務負担行為に関するものです。

なお、2ページに、債務負担行為に関する調書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

再 開  
午前10時27分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

\*\*\*\*\*

日程追加 諸般の報告

◎議長（柴田浩行君） この際諸般の報告をいたします。ただいま当局から追加議案8件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第112号議案から第119号議案までを直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

\*\*\*\*\*

日程追加 第112号議案から第119号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 第112号議案から第119号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。第112号議案から第119号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。第112号議案から第119号議案までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） それでは、追加議案について説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、説明に先立ちまして、ただいま追加提案させていただきます案件は、人事院勧告による条例案件と人事院勧告に伴うものに加え、時間外勤務の増加や、物価高騰対策として、国が実施する住民税非課税世帯等への給付金に係る補正予算案件でございます。速やかな対応が必要となるため、追加提案としてご審議、ご議決をお願いするものでございます。

それでは、各議案の提案理由についてご説明をさせていただきます。

まず、第112号議案、犬山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

この案を提出しますのは、議会議員の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係では、12月に支給する期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、100分の175に改め、第2条関係では、令和6年度以降の期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の170に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりでございます。

第113号議案、犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第1条関係では、12月に支給する期末手当の支給率を0.1月分引き上げ、100分の175に改め、第2条関係では、令和6年度以降の期末手当の支給率を6月、12月ともに、100分の170に改めるものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第114号議案、犬山市職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明します。

この案を提出しますのは、職員の給与の改定のため、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、14ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

初めに、第1条関係についてご説明します。

第19条では、12月に支給する職員の期末手当の支給率を0.05月分を引き上げ、100分の125に改め、第20条では、12月に支給する職員の勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、100分の105に改めるものです。

別表第1及び別表第2では、行政職給料表を改定し、若年層が在職する号給に重点を置き、給料月額を平均1.4%引き上げするものでございます。

次に、第2条関係についてご説明します。

第19条では、令和6年度以降の職員の期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の122.5に改め、第20条では、令和6年度以降の職員の勤勉手当の支給率を6月、12月ともに100分の102.5に改めるものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第115号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号）についてご説明します。

まずは、人事院勧告による給与条例等の改正や時間外勤務の増加などによる職員人件費の補正についてご説明します。

人件費の補正について、主な内訳を申し上げますと、給料で2,162万円の増額、職員手当等で4,358万6,000円の増額、共済費で859万3,000円の増額など、合わせて7,455万8,000円の増額補正を行うものとなっています。

詳細は、事項別明細書と給与費明細書に記載のとおりとなりますが、個々のご説明は省略させていただきますのでご了承ください。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

第1条は、予算の総額に6億571万3,000円を追加し、総額を308億9,493万円と定めるもので、第2条は繰越明許費の追加を行うものです。

次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。



まずは、歳出から申し上げますと、3款民生費では、物価高騰対策として、国が実施する住民税非課税世帯等への7万円の給付金に係る経費を計上し、5款農林業費及び7款土木費では、下水道事業会計における人件費の補正に対する繰出金の増額を計上し、6款商工費では、木曾川うかい事業費特別会計における人件費の補正に対する繰出金の増額を計上しました。

歳入では、物価高騰対策に対する国庫補助金のほか、人件費の増額に対する水道及び下水道事業会計からの繰入金を計上し、財源調整として財政調整基金からの繰入金の増額を行いました。

4ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正では、この補正予算で計上させていただいた、住民税非課税世帯等への7万円の給付金事業について、年度内に完了することができない見込みですので、あらかじめ令和6年度への繰越を設定するものでございます。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第116号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条は、歳出予算の組み替えを行うもので、予算の総額に変更はありません。

次ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

1款犬山城費では、人事院勧告による人件費として、10万6,000円の増額を計上し、2款予備費では、同額の減額を計上するものです。

なお、詳細につきましては、3ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第117号議案、令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

第1条は、予算の総額に11万2,000円を追加し、総額を6,131万9,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まずは歳出では、1款鵜飼事業費で、人事院勧告による人件費として11万2,000円の増額を計上しました。

続いて歳入では、1款繰入金で同額の増額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第118号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、支出としまして、第1款水道事業費用のうち、営業費用で161万9,000円を増額し、総額を13億2,218万7,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書きの中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を5億7,611万円とするとともに、補填財源として、過年度分損益勘定留保資金を4億7,792万9,000円、当年度分損益勘定留保資金を4,726万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を5,091万4,000円とするものです。

支出としまして、第1款資本的支出のうち、建設改良費で52万4,000円を増額し、総額を6億7,748万5,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を定めるもので、職員給与費を205万8,000円増額し、総額を1億721万1,000円とするものです。

なお、3ページ以降に実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますのでご参照ください。

第119号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第2条は、収益的収入及び支出について補正をするもので、収入としまして、第1款下水道事業収益のうち、営業外収益で66万2,000円を増額し、総額を16億7,826万7,000円とするものです。

支出としまして、第1款下水道事業費用のうち、営業費用で66万2,000円を増額し、総額を16億7,826万7,000円とするものです。

第3条は、予算第4条の本文括弧書きの中の、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を4億2,987万5,000円とするとともに、補填財源として、過年度分損益勘定留保資金を1億5,663万7,000円、当年度分損益勘定留保資金を2億739万9,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を3,053万1,000円とするものです。

支出としまして、第1款資本的支出のうち、建設改良費で20万6,000円を増額し、総額を20億7,043万6,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を81万円増額し、総額を6,763万円とするものです。

第5条は、他会計からの補助金について、5億8,353万9,000円に改めるものです。

なお、3ページ以降に実施計画予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び実施計画明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

◎議長（柴田浩行君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで議案精読のため、午前11時まで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

再 開

午前11時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第112号議案から第119号議案までに対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

10番、玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 私のほうからは、第115号議案、一般会計補正予算（第8号）について、1点お尋ねをしたいと思います。

今回給付金ということで7万円、犬山市のほうは市長が述べられてましたように、素早く

とにかく皆さんのお手元に早くお渡しをしたいということは、私も同感であります。そういった中で、今回システム構築料、事務費等々で2,500万円計上されております。その中でも内示書の中にシステム構築1,000万円ということで記載をされておりますが、今までも様々な給付金等々で、システム構築、そのたびにやられております。そういった中で、まず、この事業者が同じ業者なのかということをお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 玉置議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、事業者のほうですけども、今回のシステム、住基情報との連携というのは必須になってまいりますので、その住基情報をの構築及び補修をしている事業者との随意契約といったようなところで考えております。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） そうすると、以前と同じ事業者なのかなという想像はできますけども、1点、再質疑をさせていただきます。

前回も同じような給付金のときに、質疑もさせていただいて、基準日が変わるとか、支給者が変わると、対象者が変わるということで、このシステム構築をしないかということ、今回もこの1,000万円という大きい金額が、構築のために動くんですけども、こういった内容がどう変化してきてるか。前回の給付金との違いとか、この1,000万円のその構築に当たってどんなものが必要になってくるかということをお尋ねしたいです。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

◎健康福祉部長（高木 衛君） 玉置議員の再質疑にお答えさせていただきます。

現在、現時点ではまだ国のほうから制度の詳細、仕様等が示されておられません。当然、基準日、それから対象者、把握する年度とか等々がいろいろ変化してまいります。

今回、1,000万円のほうは計上しておるわけなんですけども、そういったことがまだ未確定ということがあるものですから、業者のほうとしても想定できるものを網羅的に考えた上での見積りといったようなことで、こういった高額な見積りが出てきています。この内容については、仕様を示され次第、適正なものに見積書を再度取り直して実施していくといったようなところも考えております。

合わせて、江南市が同様の基幹系システムを入れておまして、同じような内容の改修になってくるというふうに考えておりますので、そちらのほうからも情報収集しながら、適正な内容、価格になるように今後整理していきたいというふうには考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はありませんか。

12番、岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番、岡村千里です。私からは第114号議案、犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑させていただきます。

追加議案資料の4ページ、5ページに書かれておりますけれども、全体といたしましては、

給料と、それから期末手当及び勤勉手当の引上げということで、理解をしております。

それで、11月16日の新聞によりますと、自治労連の調査では、会計年度任用職員の給与改定については、4月までさかのぼるという自治体が3割にとどまっているという、これは全国の調査なんですけれども、10月の末から11月8日に実施された調査で、23都道府県ということなので全県の調査ではありませんが、そういうことが述べられています。

それで、この資料の5ページを見ますと、一般職員と、それから再任用職員の方は給料、それから期末手当、勤勉手当がそれぞれ上がると書かれていますけれども、会計年度任用職員を見ると、期末手当の記載だけになっています。ですけど、488名ということで、一般職員に続いて非常に多くの方がなっているんですね。

そういった中で、この期末手当のことしか書いてありませんので、今回はこの給料だとか、それから勤勉手当については、これ対応しないんだなというふうに私は理解してるんですけども、この会計年度任用職員の給与については、どのような検討がなされたのか、それから、もう1点、近隣市町の状況はどのようなかお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

会計年度任用職員の方々の報酬単価の遡及についてだというふうに理解しています。議員おっしゃるように、新聞報道等でもありますように、自治体間で分かれています。国のほうからまだ具体的にどうやってやるんだというような形が示されていないところもあって、我々もいろいろ調査して、先ほどおっしゃったように近隣市にお付き合いあるところを確認しました。

今回、こういった議案で出させていただいて、ほかはまだこれからというところで具体的な自治体名はちょっと言えませんが、調べたところ、大体遡及されるところとしないところが半々ということが分かりました。遡及するところについてはどういうふうになってるかという、給与表が一般職と同じものを取っているところはやっていますという形で、我が市につきましても、独自の表を使っているというところで、これについてどういうふうに遡及のために算出するかということがちょっと国のほうも示していないというところと、あと、今回のように増額する場合は、遡及して、会計年度任用職員の方もいいんですけども、減額する場合も会計年度の方も減額するのかなというようにも示されていません。

そういったところで、本市においては今回遡及のほうはしないんですけども、来年度の給与改定というか、報酬単価の改定について、今回の官民格差を埋める形で会計年度任用職員の方々もアップさせていただきたいなということで、今度の2月議会で上げさせていただきたいと思っております。

合わせて給与表が独自の表を使っているというのも、これからちょっとハードルになりますので、来年度以降、いずれそちらのほうも一般職と同じ表のほうに変えるという形でやっていきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、第112号議案から第119号議案までに対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案を配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

\*\*\*\*\*

令和5年11月定例議会常任委員会  
付託議案一覧表

《総務委員会》

第1委員会室

議案番号	件名
第112号議案	犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第113号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第114号議案	犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について
第115号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 1款 議会費 2款 総務費 8款 消防費

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第115号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費 第2条の第2表 繰越明許費補正
第116号議案	令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）

《建設経済委員会》

第3委員会室

議案番号	件名
第115号議案	令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 4款 衛生費（3項清掃費） 5款 農林業費 6款 商工費

	7款 土木費
第117号議案	令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）
第118号議案	令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第4号）
第119号議案	令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 続いて申し上げます。

ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

再 開

午前11時45分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

各常任委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

最初に、鈴木総務委員長。

〔総務委員長 鈴木君登壇〕

◎総務委員長（鈴木伸太郎君） 総務委員会の審査結果を報告書の読み上げでかえさせていただきます。

別紙、総務委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 総務委員長の報告は終わりました。

続いて、久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会の審査結果の報告を報告書の朗読をもってかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

続いて、玉置建設経済委員長。

〔建設経済委員長 玉置君登壇〕

◎建設経済委員長（玉置幸哉君） 建設経済委員会の審査結果報告を、お手元の書面の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

別紙、建設経済委員会審査結果報告書朗読。

◎議長（柴田浩行君） 建設経済委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

総務委員会審査結果報告書

令和5年11月29日

犬山市議会議長

柴田浩行様

総務委員長  
鈴木伸太郎

日時 令和5年11月29日 午前11時13分から  
午前11時24分まで

場所 第1委員会室

出席委員 令和5年11月29日 5名（全員）

付託議案

第112号議案 犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
について

第113号議案 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第114号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について

第115号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出 1款 議会費

2款 総務費

8款 消防費

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第112号議案から第115号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

民生文教委員会審査結果報告書

令和5年11月29日

犬山市議会議長

柴田浩行様

民生文教委員長  
久世高裕

日時 令和5年11月29日 午前11時13分から  
午前11時19分まで

場所 第2委員会室

出席委員 令和5年11月29日 6名（全員）

付託議案

第115号議案 令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 3款 民生費

4款 衛生費（1項保健衛生費）

9 款 教育費

第 2 条の第 2 表 繰越明許費補正

第116号議案 令和 5 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 3 号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第115号議案及び第116号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

建設経済委員会審査結果報告書

令和 5 年11月29日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

建設経済委員長

玉 置 幸 哉

日 時 令和 5 年11月29日 午前11時12分から  
午前11時19分まで

場 所 第 3 委員会室

出席委員 令和 5 年11月29日 6 名（全員）

付託議案

第115号議案 令和 5 年度犬山市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条の第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳 出 4 款 衛生費（3 項清掃費）

5 款 農林業費

6 款 商工費

7 款 土木費

第117号議案 令和 5 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第 2 号）

第118号議案 令和 5 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 4 号）

第119号議案 令和 5 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

本日 本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第115号議案及び第117号議案から第119号議案までについては、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。



通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

最初に、第112号議案、犬山市の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案、犬山市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案、犬山市職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第115号議案、令和5年度犬山市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第115号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第116号議案、令和5年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第116号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第117号議案、令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第117号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第118号議案、令和5年度犬山市水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第118号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第119号議案、令和5年度犬山市下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認めます。よって、第119号議案は原案のとおり可決されました。

\*\*\*\*\*

日程第5 請願の委員会付託について

◎議長（柴田浩行君） 日程第5、請願の委員会付託について。

11月21日までに受理いたしました請願は3件であります。

会議規則第133条の規定により、配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

\*\*\*\*\*

日程第6 陳情の委員会送付について

◎議長（柴田浩行君） 日程第6、陳情の委員会送付について。

11月21日までに陳情4件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日11月30日から12月4日までは休会及び議案精読とし、12月5日午前10時から本会議を再開いたしまして一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時56分 散会